

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第8回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び閉会日時	平成22年9月15日(水) 午前9時30分～午前11時40分
開催場所	北本市文化センター第3研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 議 題 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の決定</li> <li>3 そ の 他</li> <li>4 閉 会</li> </ol>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 北本市市民参画推進条例に位置づける項目(検討資料20100915)</li> <li>3 久喜市公式サイト 平成22年度市民参加計画</li> <li>4 久喜市公式サイト 市民政策提案制度</li> </ol>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第8回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。</p>
河井委員長	<p>2 議 題 本日の議題は、「北本市市民参画推進条例に位置づける項目の決定」である。 「項目案 20100915」がすでに委員のお手元に届いていると思う。 本日はこの検討資料に基づいて、市民参画推進条例に位置づける項目を決定することとする。 昨日、庁内検討委員会作業部会で、本日の検討資料について行政の立場から項目を検討したということなので、まず、その内容について、事務局から報告してもらい、指摘のあった問題点について検討し、市民参画条例に位置づける項目を確定したい。 では、昨日の作業部会の検討事項について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【事務局 長嶋 資料を示して説明】</b></p>
河井委員長	<p>ただいま事務局から報告を受けた作業部会の指摘事項について、ひとつずつ市民検討委員会としての意見を確定したい。 まず、第1に項目4と5の見出しについて、市民、市長等それぞれの「役割」と変更した条の見出しについて、「責務」がよいか「役割」としたほうがよいか、委員の意見を伺う。</p>
高橋（伸） 委員	<p>条例自体、どのような設計になっているのか。市民と市とが契約を結ぶようなものと捉えてよいのか。 個々の市民は直接市とそのような契約をした覚えはないといっても、市長が提案した事項を、市民が選挙で選んだ議員が議会で合意すれば、市民と市との契約事項として成立するという考え方でよいのか。</p>
事務局	<p>基本的な考え方はそのとおりだと思います。</p>
秋吉委員	<p>事務局からの説明では、条文の内容からして「役割」よりも「責務」のほうが見出しとしてふさわしいという話だが、この条例を広く市民に周知していくためには、市民が条文やパンフレットを見たときに受け止めやすい表現のほうが望ましいのではないか。 その点から考えるとやはり「市民の責務」という表現は、あらたな義務を市から押し付けられているような印象を受け、それだけで拒</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	絶したくなるような受け取り方をされかねない。
矢澤委員	私も「市民の責務」という表現には違和感がある。「役割」という表現のほうがよい。
宮城委員	行政への市民参画を促進して市民の意見が反映されるまちづくりをしていくためにつくる条例なわけであるから、まず、条例を市民に理解してもらうことが大切である。その点からも市民から拒絶されるような表現はなるべく避けるべきである。
高橋（陽）委員	私も「役割」という表現の方が市民に伝わりやすいと思う。「責務」としてしまうと罰則があるように思ってしまう。
古賀委員	確かに条文の内容からすると「責務」のほうがふさわしいという意見はわからなくもない。
関山委員	久喜市のように、条例の制定後にイラストなどを入れたパンフレットを作成して市民に説明するのであれば「役割」としたほうが、市民には受け入れやすいのではないか。
河井委員長	「責務」よりも「役割」の表現がよいという意見が多いようだが、市民検討委員会としては、「役割」という表現で報告するということでよろしいか。
全委員	【了承】
河井委員長	第2に前回の市民検討委員会で質問が出た、予算編成は参画の対象にならないという点については、6-1の市民参画の対象に予算編成が記載されていないためという説明があったが、その点についてはその説明でよろしいか。
全委員	【了承】
河井委員長	第3として、6-1の(5)を削除するという提案だがそのとおりとしてよろしいか。 作業部会の考え方としては、(5)は(1)～(4)と(6)で網羅されており、「重大な影響」というあいまいな表現が含まれているため削除するという理由であったがいかがか。
全委員	【了承】

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関山委員	事務局から報告されなかった点ではあるが、前回の会議で3 基本原則の(3)市民の自主性と平等な参画の機会の保障のうち、「平等」の部分を「多くの市民が参加できる」と改めることとしたと思うが、これが(1)の情報の共有のところに括弧書きされている点について説明してほしい。
河井委員長	事務局の説明を求める。
事務局	説明がもれてしまい申し訳ございません。 前回の会議を受けて、前回配布した資料を修正してこの資料を作成したわけですが、「平等な参画の機会」を「多くの市民が参画できる」に変更してしまうとその意味が違うものになってしまうのではないかという考えから、「多くの市民が参画できる」という表現については、参画の機会の保障とは別の次元で行うべきものとして、(1)の参画に関する情報の確実な発信のところに位置づける整理をいたしました。 説明がもれてしまい申し訳ございませんが、この点については、事務局からの提案とさせていただいて本日のこの会議でご検討いただきたいのですがよろしいでしょうか。
河井委員長	事務局からの提案事項として処理することとする。 委員の意見を伺う。
関山委員	私はこの部分について市民が主役となってみんなでまちづくりをするという北本市自治基本条例の理念を強調する意味合いで、この部分の変更を提案した。
高橋（陽）委員 河井委員長	「すべての市民が参画できる」という表現に変えてはいかがか。 行政側からすると「公正」とか「平等」というところは常に担保しておきたいという考えがあるように思う。 市民を「平等」に扱うことは、原則であるから「平等」を削除すればよいのではないか。それとともに(1)の括弧書きも削除することを提案する。
河井委員長	(1)の括弧書きと(3)の「平等」を削除するという点でよろしいか。
全委員	【了承】

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>第4にパブリック・コメント手続を参画条例に入れ込むか単独で定めるかという点について検討する。</p> <p>作業部会の意見としては、単独で定めることが望ましいという意見だがいかがか。</p>
高橋（伸） 委員	<p>果たして今のパブリック・コメント手続に実効性があるのかという問題がある。制度を実施しても意見が出てこない例が多い。</p>
事務局	<p>議会に提案する前に行政がまとめた案について市民から意見を聞くという市民参画の最終の手続きですので、重要な制度として、北本市自治基本条例に規定されています。</p> <p>提出される意見が少ないということについては、その案件に対する市民への情報提供が十分ではなかったという考え方もできます。</p>
河井委員長	<p>単独条例として整備することが望ましいという理由は何か。</p>
事務局	<p>北本市自治基本条例第20条でパブリック・コメント手続の規定があり、その手続きに関し必要な事項については、別に条例で定めるとされています。そのため、市民参画条例にパブリック・コメント手続を入れ込むとなると他の市民参画制度と比較してパブリック・コメント手続のみ条文が長くなるという点があげられます。</p> <p>また、まちの憲法としての北本市自治基本条例にすでに規定されているという点で、他の参画の制度と同列に規定することに違和感があること、さらに、北本市自治基本条例で「別に条例で定める」と規定されていることから「パブリック・コメント手続条例」という名称で単独で定められているほうがわかりやすいのではないかという意見です。</p>
高橋（伸） 委員	<p>市民参画条例に入れ込む形で条例の名称を「パブリック・コメント手続と市民参画の推進について定める条例」としてはどうか。</p>
古賀委員	<p>北本市自治基本条例を制定したときの懇話会の議論でもパブリック・コメント手続は重要な制度として整理されている。次の項目8マッチング・ルールからもはずせない。</p>
矢澤委員	<p>市民参画条例については、条例の施行規則は設けるのか。設けるのであれば、その手続きの内容については規則に入れ込めばよいのではないか。</p>
事務局	<p>市民参画条例には、市民政策提案制度や市民登録制度等新たな制</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>度が規定されますので、施行規則を設け、その制度の手続きの手順や様式等を規則に委任する必要があると考えています。</p> <p>しかし、パブリック・コメント手続に関しましては、すでに自治基本条例に規定され、その内容を他の条例に委任すると規定されていますので、その内容をさらに規則に委任することは考えられません。</p> <p>作業部会としては、パブリック・コメント手続を市民参画条例とは別に単独で条例を定めることが望ましいと考えているようだが市民検討委員会として、意見をまとめることとする。</p>
高橋（陽） 委員	<p>市民としては、市民参画の制度がひとつの条例に規定されている方がわかりやすい。</p>
高橋（伸） 委員	<p>そのとおりだと思う。</p> <p>自治基本条例を検討した際に、パブリック・コメント手続が重要視されたことはわかった。</p> <p>自治基本条例との関係により別の条例としなければならないというのであれば、自治基本条例を改正するということを考えてもよいのではないか。</p>
加藤副委員長	<p>自治基本条例を検討した際の懇話会の委員の意見は、完璧な自治基本条例とはできなくても今の段階でみんなが納得できるものをまとめ、とりあえずスタートさせてから必要に応じて修正していくことが望ましいという考えであった。</p> <p>今回、この市民参画条例をつくる際に、自治基本条例に問題があるとすれば、修正するという事も視野に入れてよいはずだ。</p>
矢澤委員	<p>私も市民参画条例の中にひとつにまとめる案がよいと思う。</p>
河井委員長	<p>それでは、市民検討委員会としては、パブリック・コメント手続条例は単独で設けるのではなく、市民参画推進条例の中に入れ込む形が望ましいということによろしいか。</p>
全委員	<p>【了承】</p>
河井委員長	<p>第5に審議会等について検討する。ここでは、検討資料に記載されているイ確認事項を確認すればよいか。</p>
事務局	<p>審議会の委員の公募の規定については、北本市自治基本条例に規</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>定されています。市民参画条例に、委員会の委員の選任基準までは規定する必要はないというのが作業部会の意見です。</p> <p>ただし、現在の要綱に記載されている委員の公募について、制限を設ける部分については、市民検討委員会として意見を述べておく必要があるかと思えます。</p>
高橋（伸） 委員	現在の審議会の情報公開の仕方では、審議会で何を議論しているのかがわからない。
関山委員	会議の情報を非公開としている審議会も、何を審議し、どのような理由により非公開としているのかを明らかにすべきだ。
河井委員長	宮代町のように市の公式サイトに「市民参加のページ」を設けて情報発信すべきと思う。
秋吉委員	審議会で議論して、ある程度形がまとまったものを最終的にパブリック・コメント手続で市民全体の意見を聞くという形が望ましいのではないか。ただし、パブリック・コメント手続の実施までに、審議会で議論した内容が誰にでも分かるように公開されている必要がある。
高橋（伸） 委員	審議会の会議録とともに、配布資料も公開して議論された内容が誰にでも分かるようにしておくことが大事だ。それから、パブリック・コメント手続の実施は、1回限りとせずに何度実施してもよいと思う。
関山委員	配布された資料の中に久喜市の公式サイトの写真として審議会の一覧が示されているが、このように各審議会の会議の様子や内容がきちんと公開される必要がある。
河井委員長	審議会の情報公開についての意見が出たが、検討資料の確認事項についても検討する。まず、委員の年齢制限についてはどうか。
古賀委員	年齢の上限については撤廃すべきである。
河井委員長	委員の年齢に上限は設けないということによろしいか。
全委員	<b>【承認】</b>
河井委員長	委員の在任期間、兼職数、男女の割合については、このままでよ

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
全委員	いか。  【承認】
河井委員長	委員の一部を公募により選任するよう努めるということは既に自治基本条例に規定されているのでよいと思うが、委員を公募しない場合、その理由を明らかにする必要があると思うがいかがか。
古賀委員	公募の委員の人数について、大体の委員会が2名程度となっているが、2名では少ないと思う。公募の枠を広げる必要がある。
河井委員長	男女の委員の比率と同様に40%程度に上げることが必要かもしれない。 公募の委員の枠を広げること、公募しない場合はその理由を公開することを委員会の意見としてよいか。
全委員	【承認】
河井委員長	次に(3)市民説明会について、検討資料の内容でよいか。
矢澤委員	このようなかたちで、市民説明会を市民参画の手段のひとつとして入れておくべきと思う。
古賀委員	この記載方法でよいのではないか。
河井委員長	(4)アンケートについての記述はいかがか。
高橋（伸）委員	制度としてはよいと思う。運用をしっかりとやってもらいたい。
秋吉委員	この記載でよいと思う。
河井委員長	(5)ワークショップについてはいかがか。
河井委員長	特に意見が無いようだが、(3)から(5)については、このままでよいか。
全委員	【承認】
河井委員長	(6)インターネット・モニターについてはいかがか。

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>年齢制限を設けないことにより、子供たちが政治に対する意見を述べるのが可能になる。今は、小学5年生から学校でパソコンを習っている。</p> <p>子どもたちに対し、成人する前に意見を提出する機会を与えてあげる。つまり、市政参画のきっかけを早いうちからつくっておくことは、今後の協働のまちづくりのために必要なことと思う。</p>
古賀委員	<p>作業部会から組織票対策を講じるべきという意見があったようだが、モニターの申込み期限を設けることは必要だと思う。</p>
河井委員長	<p>市民登録制度との統合を検討するという事になっているが、この点についてはいかがか。</p>
高橋（伸）委員	<p>市政に興味を持ち、インターネットが使える市民の集まりという点で偏りがあり、集計結果を大多数の市民の意見として処理できるものではない。本来、アンケートは無作為抽出で行うものであるから、インターネット・モニターは制度としてアンケートの中に入れることはできない。</p> <p>しかし、登録者にモニターを兼ねてもらおうと考えはよいのではないか。</p> <p>また、現在のモニターに市民参画の情報を提供するという事とも特に問題はないのではないか。</p>
河井委員長	<p>それでは、制度の統合を検討するという事でよろしいか。</p>
全委員	<p>【承認】</p>
河井委員長	<p>(7)市民政策提案制度についてはどうか。提案に必要な連署の人数についても10名ということによいか。</p>
全委員	<p>【承認】</p>
河井委員長	<p>(8)その他の効果的な方法については、「関係団体への事前説明と配慮等」という部分を削除することとする。</p> <p>次に8 参画の実施（マッチング・ルール）について検討する。</p> <p>パブリック・コメント手続の実施を必須とし、(2)から(5)のうちから1以上の制度を実施するという規定だが、これによろしいか。</p>
全委員	<p>【承認】</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	項目 1 3 推進評価機関については、自治基本条例審議会が市民参画が推進されているかを見ていくということによいか。
事務局	北本市自治基本条例第 2 6 条に規定されている審議会が、この市民参画とこの後ご審議いただく協働推進、市民活動支援について審議していくこととなります。 1 1 市民参画推進計画を年度当初に示し、翌年度に前年度の実施状況を報告することになっていますので、この P D C A がきちんと回っているかをチェックしていただくこととなります。
河井委員長	項目 1 3 については、よろしいか。
全委員	<b>【承認】</b>
河井委員長	項目 1 5 その他については、条例の項目に入れるということか。
事務局	条例の項目とするのではなく、この条例が成立し、実際に行政が制度を運用していく際に、窓口が一本化されている必要があるという委員の皆さんの意見が多かったため、「その他」という形で記載しました。 報告書にまとめる際には、項目とは別に、委員会からの意見としてまとめたいと思います。
河井委員長	最後の「の必要性」という部分を削除して報告書を作成すること。参画の窓口整備は必須である。
河井委員長	以上で、本日の議事を終了するが、よろしいか。
全委員	<b>【承認】</b>
河井委員長	次回からは、協働の推進条例について検討を始める。
事務局	3 その他  次回委員会は 9 月 2 1 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで 北本市文化センター第 5 会議室で開催予定
	4 閉 会